

コミュニティ交通の本格運行について

田野地区																																																																																																						
背景 (運行目的)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者等の声を受け、「田野わにつか会」が平成23年10月4日よりコミュニティバスを運行開始。(スクールバスの空き時間を利用) ※運行継続が困難のため、平成24年3月末をもって運行中止。 ・平成30年度、田野地域自治区地域協議会において、コミュニティ交通について説明を受け、「田野地域コミュニティ交通導入検討会」を設置し、住民アンケート等を踏まえながら、運行方式の決定など、コミュニティ交通に関する検討を行った。 ・令和元年11月「田野地域乗合タクシー運行協議会」へ改組。試験運行計画の策定に向け、協議を行った。 ・令和2年8月3日「乗合タクシー(たのシー号)」の試験運行開始。(※令和2年11月30日までの約4ヶ月間) ・試験運行終了後、本格運行を行うため、検討を重ねてきた。 																																																																																																					
運営主体 (実施主体)	田野地域乗合タクシー運行協議会																																																																																																					
運行期間	令和3年8月2日から																																																																																																					
運行日	<ul style="list-style-type: none"> ・祝日を含む月曜日から土曜日までの週6日 ・日曜日及び、年末年始(12月29日から1月3日)は運休。 																																																																																																					
使用車両	小型車																																																																																																					
乗車定員	<ul style="list-style-type: none"> ・3名(希望があった場合は4名) ・利用者が定員を上回った場合には新たに車両を追加する。 																																																																																																					
利用者	<p>原則、次の①・②・③・④・⑤のいずれかと⑥に該当する人とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自宅から最寄のバス停(宮崎交通)まで概ね300m以上離れている方。 ②運転免許証をお持ちでない方。(18歳以上の方に限る) ③運転免許証を返納された方。 ④年齢が70歳以上の方。 ⑤身体的にバス停の利用が困難な方。 ⑥介助者なしでタクシーの乗り降りが可能な方。ただし、介助者が同乗する場合は利用可能(有料:地区別利用者運賃を適用)とする。 																																																																																																					
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事前登録制。登録者には登録証を交付する。 ・利用するには予約が必要。登録証の携帯も必須。 																																																																																																					
運行区域	【P12】(田野地域全景)及び【P13】(中央地区指定区域)のとおり																																																																																																					
コース	<ul style="list-style-type: none"> ・田野地域を東西南北中央の5地域に分け、各地区(自宅)と中央地区指定区域を結ぶコースとする。 ・『上り便』は、各地区(自宅)から中央地区指定地域に向かう便。 ・『下り便』は、中央地区指定地域内の一般待合所から各地区(自宅)に向かう便。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">東地区コース</td> <td>今村</td><td>コスモ</td><td>船ヶ山</td><td>さくら台</td><td>ニツ山</td><td>ニツ山団地</td> <td rowspan="3" style="width: 15%;">北地区コース</td> <td>西桜町</td><td>西桜団地</td><td>東桜町</td><td>木材町</td><td>木材町団地</td><td>北桜町</td> </tr> <tr> <td>中尾</td><td>石久保</td><td>前平天神</td><td>梅谷</td><td>下井倉</td><td>上井倉</td> <td>向町</td><td>光町</td><td>市住光団地</td><td>泉光団地</td><td>公園台</td><td>上屋敷</td> </tr> <tr> <td>上井倉団地</td><td>山位ニュータウン</td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>下屋敷</td><td>飯屋原</td><td>白砂ヶ尾</td><td>三角寺</td><td>法光坊</td><td>上笠瀬</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">南地区コース</td> <td>北寺町</td><td>南寺町</td><td>中渡瀬</td><td>仏堂園</td><td>新村</td><td>尾脇</td> <td rowspan="3" style="width: 15%;">中央地区コース</td> <td>下笠瀬</td><td>廻口</td><td>灰ヶ野</td><td>鹿村野</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>あお造台</td><td>倉谷</td><td>菜地原</td><td>持田</td><td>橋原</td><td>黒草</td> <td>合又</td><td>上学ノ木</td><td>下学ノ木</td><td>南原団地</td><td>稲荷町</td><td>仲町</td> </tr> <tr> <td>元野</td><td>あけぼの1~4丁目</td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>本町</td><td>中原</td><td>明神原</td><td>上桜町</td><td>中桜町</td><td>朝日町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">西地区コース</td> <td>片井野</td><td>麓</td><td>七野</td><td>塩水</td><td>唐仁田</td><td>天神</td> <td>下桜町</td><td>南原1~3丁目</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>八重</td><td>野崎</td><td>松山</td><td>上ノ原</td><td>桜ヶ丘</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	東地区コース	今村	コスモ	船ヶ山	さくら台	ニツ山	ニツ山団地	北地区コース	西桜町	西桜団地	東桜町	木材町	木材町団地	北桜町	中尾	石久保	前平天神	梅谷	下井倉	上井倉	向町	光町	市住光団地	泉光団地	公園台	上屋敷	上井倉団地	山位ニュータウン					下屋敷	飯屋原	白砂ヶ尾	三角寺	法光坊	上笠瀬	南地区コース	北寺町	南寺町	中渡瀬	仏堂園	新村	尾脇	中央地区コース	下笠瀬	廻口	灰ヶ野	鹿村野			あお造台	倉谷	菜地原	持田	橋原	黒草	合又	上学ノ木	下学ノ木	南原団地	稲荷町	仲町	元野	あけぼの1~4丁目					本町	中原	明神原	上桜町	中桜町	朝日町	西地区コース	片井野	麓	七野	塩水	唐仁田	天神	下桜町	南原1~3丁目					八重	野崎	松山	上ノ原	桜ヶ丘							
東地区コース	今村		コスモ	船ヶ山	さくら台	ニツ山	ニツ山団地	北地区コース		西桜町	西桜団地	東桜町	木材町	木材町団地	北桜町																																																																																							
	中尾		石久保	前平天神	梅谷	下井倉	上井倉			向町	光町	市住光団地	泉光団地	公園台	上屋敷																																																																																							
	上井倉団地	山位ニュータウン					下屋敷		飯屋原	白砂ヶ尾	三角寺	法光坊	上笠瀬																																																																																									
南地区コース	北寺町	南寺町	中渡瀬	仏堂園	新村	尾脇	中央地区コース	下笠瀬	廻口	灰ヶ野	鹿村野																																																																																											
	あお造台	倉谷	菜地原	持田	橋原	黒草		合又	上学ノ木	下学ノ木	南原団地	稲荷町	仲町																																																																																									
	元野	あけぼの1~4丁目						本町	中原	明神原	上桜町	中桜町	朝日町																																																																																									
西地区コース	片井野	麓	七野	塩水	唐仁田	天神	下桜町	南原1~3丁目																																																																																														
	八重	野崎	松山	上ノ原	桜ヶ丘																																																																																																	
待合所 又は 特定待合所	【P11】のとおり																																																																																																					
交通結節点	<ul style="list-style-type: none"> ・JR九州 / JR田野駅 ・路線バス / JR田野駅 																																																																																																					
利用者運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の運賃は地区ごとに定額とし、基準地(交通結節点)から各自治公民館の館までの距離に応じて500円、700円、1,000円の3段階とし、【P7、P10(別表1)】のとおりとする。 ・利用者に同伴する1歳未満の小児については無料とする。 ・未就学児(1歳から6歳)については1人までは無料とし、2人目以上は、各1人分の運賃を支払うものとする。 																																																																																																					